

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
神奈川県 川崎市 15.7.1	爆発・火災 重傷者 1 (男性58)	寮 鉄筋コンク リート造 4 階建	6:00	一般消費者 等	6:00頃、道路工事会社の寮にて、男性が煙草にライターで火を付けたところ、漏れていたガスに着火し、爆発・火災となった。男性と他の寮の住民は周囲の火を消し、ポンベを隣の部屋に移動。寮では火気の使用は禁止されていたが、男性は道路工事の白線引用のポンベを無断で持ち込み、簡易コンロ（都市ガス用）に接続して使用していた。調整器・ゴム管からのガスの漏えいはなく、簡易コンロからの漏えいと推定される。 (質量販売 10kg×1本)	コンロのLPガス不適合 ・規則第44条第1号ワ違反（燃烧器の適合性）	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	(再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。
北海道 函館市 15.7.12	漏えい (バルク)	病院 木造3階建	16:23	不明	16:23頃、当該病院の隣人が、バルク貯槽（500kg×1本）からガス臭がするのに気が付き、消防・販売事業者と連絡した。消防・販売事業者は、直ちに出勤し、液取り出し弁が開いているのを確認、弁を閉め漏えいを止めた。開いていた原因は不明。ガス漏れ検知器は設置されていたが、集中監視センターにガス漏れの通信はされなかった。なお、直近では7月1日に充てんを行っており、その際の点検では、異常はなかった。	不明 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	(再発防止策) ・プロテクター下部の穴を塞いだ。
大阪府 高槻市 15.7.16	爆発 重傷者 1 (男性40) 軽傷者 1 (女性28)	共同住宅 鉄骨造2階建	6:04	不明	6:40頃、消費者が、煙草の火をつけたところ爆発した。なお、事故発生日の2日前に、消費者の要請により、販売事業者2名で徹底的漏れ検査を行ったが、配管等の漏れはないことを確認した。	不明 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり（コンセントが外れていた） ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	(再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。
茨城県 鹿島市 15.7.16	爆発・火災 軽傷者 1 (男性40)	一般住宅 木造2階建	13:30	一般消費者 等	男性が台所で、コンロに点火しようとしたが、着火したか確認せずにその場を離れた。約10分後に戻り、煙草を吸おうとライターを付けたところ、滞留していたガスに着火・爆発した。ガスが漏えいした原因はゴム管の外れによるものと推定される。	点火ミス、ゴム管の外れ ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり（コンセントが外れていた） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。 また、(社)茨城県高圧ガス保安協会を通じ、傘下の販売事業者に対し、末端ガス栓と消費器具の接続方法の遵守及び消費者の啓発につき依頼した。
岐阜県 郡上郡 15.7.17	爆発・火災 軽傷者 1 (男性36)	共同住宅 鉄骨造2階建	7:05	一般消費者 等	男性が煙草を吸おうとライターで火を付けようとしたところ、引火・爆発し、男性は火傷を負った。その後の調査で、2口の末端ガス栓の予備側が少し開いていることがわかっており、そこから漏れたものと推測される。なお、ヒューズガス栓は、漏れが微量であったため、機能しなかったものと推測。	末端ガス栓の誤開放 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり（コンセントが外れていた） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンIIあり	(再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
埼玉県 さいたま市 15.7.19	漏えい	飲食店 鉄筋コンク リート造4 階建	10:00	配送センター	消費者からガス臭いと販売事業者へ連絡があったので、現場に急行した。調査したところ、高圧ホースと容器バルブとの接続がきちんとしておらず緩くなっていて（手で締めた程度）ため工具を使用して締めた。また、その際全ての高圧ホースのリングを新品に交換した。	高圧ホースの接続不良 ・規則第29条違反（容器交換時点検不十分）	・ガス漏れ警報器あり （検知区域外） ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	（再発防止策） ・販売事業者が高圧ホースのリングを新品に交換した。
京都府 城陽市 15.7.25	漏えい	共同住宅 木造2階建	0:20	販売事業者	0:20頃、消防にガス臭がするとの通報があった。原因は、高圧ホースの腐食・劣化による漏えい。	高圧ホース劣化 ・法違反なし 高圧ホース設置平成5年2月（期限切）	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	（再発防止策） ・販売事業者が高圧ホース、ヘッダー、調整器を交換した。
愛媛県 松山市 15.7.28	漏えい	一般住宅 木造	0:35	販売事業者	0:35頃、当該住宅の近所の人から警察にガス臭がするとの通報があった。通報を受けて、警察官が現場に急行し、容器バルブを閉め、漏えいを止めた。原因は、自動切替調整器と高圧ホースとの接合部に緩みが生じ、そこから漏れたことによるもの。販売事業者が調整器・高圧ホースを交換した。7月27日の容器交換時等では特に異常は認められず、調整器・高圧ホースの交換期限も切れていない。	高圧ホースの緩み ・法違反なし	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンⅡあり	（再発防止策） ・販売事業者が調整器、高圧ホースを交換した。
神奈川県 平塚市 15.7.29	爆発 軽傷者1 （男性33）	一般住宅 木造平屋建	0:25	一般消費者等	帰宅した男性が風呂を沸かそうと風呂釜（C F式）に点火操作を行ったが、火が付かなかった。男性は燃焼器具内に空気が入り、うまきく燃焼しないものと判断し、元栓を開けたままの状態です30分程度放置。その後、再び点火操作を行ったが、火がつかず、諦めかけていたところ、燃焼器具から漏えいしたガスに突然着火・爆発した。男性は髪を焦がし、両手に火傷を負った。	点火ミス ・法違反なし	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンHあり	（再発防止策） ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。 ・風呂釜を屋外式に変更した。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
福井県 福井市 15.7.29	爆発 軽傷者 1 (女性68)	一般住宅 木造2階建	16:50	一般消費者 販売事業者	ふろがまに点火しようとしたが、老朽化して 点火しにくくなっていた。このため点火用ラ イターで点火しようとしたところ、漏えいの 詳細な原因は不明であるが、点火バルブの完 全に閉止しないまま、点火ライターの点火 したため爆発したものと推定されている。消 費設備調査を実施したが、当該ふろがま については、消費者からの聞き取りのみで 行ったため確認していなかった。	点火ミス ・規則第44条第 1号ヲ、力違 反 ・規則第37条第 1号違反	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンSあり	(再発防止策) ・販売事業者に対して 以下の事項について改善 文書を求めた。 ①消費設備調査の調 査方法の改善及び 調査の不十分消費 への再調査 ②固定式燃焼器具と 末端ガス栓がゴム 管接続の場合の設 備変更周知実施 ③類似事故防止のた めの消費者への周知 ④事故発生の場合の 迅速な県への報告 ・福井県エルピーガ ス協会傘下会員の周 知及び販売事業者か ら報告の迅速な事故 の徹底を要請した。
群馬県 草津町 15.8.9	漏えい爆発	一般住宅 木造	14:45	一般消費者 販売事業者	スキー場のレストハウスの調理室の隣の部屋 において配管工事を含む食器洗浄機設備工事 を行っていたところ、配管からガスが漏えい し、フレイヤーの火から引火し爆発した。行 ったため、その後配管に閉栓措置を行 っていた。	配管の閉栓措置 ミス ・法第38条の7 違反 (液化石油ガス設 備士以外の無資 格者(町職員) が設備工事を実 施)	・ガス漏れ警報器 あり (鳴動したが対応 が遅れた) ・ヒューズガス栓 なし(配管接続) ・マイコンなし	(行政指導等) 当該施設(町営施設)に は地区内の7事業者が 1年ごとに交代してガ ス供給及び保安業務を 実施していることか ら町と7事業者で改善 策を協議するように指 示した。 <主な内容> ・ガス工事は有資格者 がいる事業者へ依頼 する。 ・従来の供給する個々 の事業者の責任で帳 作成・管理を各事業 者で引き継ぎ、記録を 確保なものとする。
神奈川県 相模原市 15.8.10	爆発 軽傷者 1 (男性45)	一般住宅 木造平屋建		一般消費者	男性がふろがまに点火しようとしたが着火し なかったため、メインバーナーを開栓し、ラ イターで点火しようとしたところ滞留してい たガスに引火、爆発した。	点火ミス ・法違反なし	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンSあり	(再発防止策) ・風呂釜を屋外式に変 更した。

発生場所 発生日月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
茨城県 江戸崎町 15.8.15	C O中毒 軽症者 5 (男性42、 女性39、35 男性13、9)	ピザ焼き体 験施設 鉄骨平屋建	13:00	一般消費者	講師1人とお客様3人で熱し、3時頃ピザ作り講義を。講師が立ち上がったため、全員の救急搬送が必要となり、全員が入院した。うちのお隣の部屋にガス漏れがあり、火災が発生した。原因は、お隣の部屋のガスコンロの配管が破損していたことによるものと思われる。	換気不良 規則第37条違反(定期調査が行われていない)	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓なし(ネジ接続) ・ガス漏れ警報器遮断装置	(再発防止策) 同様の施設へ対して、燃焼機器の点検や交換の依頼を行う。(行政指導等) 事業者に対して、燃焼機器の点検や交換の重要性について指導を行う。
愛知県 安城市 15.8.19	火災	一般住宅 木造	17:45	一般消費者	風呂をたいて外に出たところ、浴槽の水が溢れて空になった。3世帯のうち1世帯が古いため、空だき防止装置が装着されていないものであった。	ふろがまの空だし ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(再発防止策) 販売店への立入検査を行う。(行政指導等) 類似事例を参考に、再発防止を図る。
北海道 江別市 15.8.27	爆発 軽傷者 1	幼稚園 木造2階建	10:00	一般消費者	幼稚園の厨房でカレーをつくるため、園児の母が業務用ガス炊飯器の操作を確認する際に、火をつけていた。その結果、爆発が発生した。	点火ミス	・ガス漏れ警報器あり(検知できないガス量) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	(行政指導等) 事業者に対して、燃焼機器の使用上の注意事項について指導を行う。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
長崎県 長崎市 15.8.29	爆発 重傷者 2 (男性54、 男性29) <B級>	建設現場 事務所	7:30	一般消費者 販売事業者	従業員が出勤して、事務所内に犬を入れて、一旦、帰宅した。その後、建設現場事務所に戻ったところ、ガス臭が充満し、室内で飼っていた犬が暴れていた。事務所内を確認したところ、2口こんろに接続されていたゴム管が外れていたため、そこからガスが漏えいしていた。そのため、犬を外に出した後、換気をしようとして窓を開け、大型扇風機を使用していたところ爆発した。爆発により窓、ドア、壁の一部が吹き飛ばされた。 なお、ホースは、ホースバンドで止められていなかった。 (質量販売 10kg容器×1本)	ゴム管の外れ ・ 法第14条第1項違反 (書面未交付) ・ 法第16条第2項違反 (質量販売違反) ・ 法第18条第1項 (保安教育違反) ・ 法第27条第1項 (保安業務未実施)	・ ガス漏れ警報器なし ・ ヒューズガス栓なし ・ マイコンなし	(行政指導等) ・ 販売事業者に対して法第14条第2項及び第16条第3項に基づき「命令書」により改善命令及び改善報告を命じた。 ・ 「質量販売に伴うLPガス爆発事故再発防止の徹底について」を長崎県プロパンガス協会宛に文書で指導方を要請した。
愛媛県 西宇和郡 15.8.29	爆発 軽傷者 1 (男性66)	事務所	17:17	販売事業者	職員がふろを沸かそうと末端ガス栓(金属フレキシブルガス栓)を開け、約10分間後に点火、爆発した。末端ガス栓とふろがまを接続する金属フレキシブルホースの接続部の裏側が腐食して穴が空いていたため、そこからガスが漏えいしていた。 なお、平成15年1月15日に実施した消費設備調査時の漏えい試験では漏えいなどの異常はなかった。また、当該接続部も目視により調査していたが、裏側については確認していなかった。そのため調査時に腐食していたかどうかは不明である。	金属フレキシブルホースと末端ガス栓の接続部の腐食 ・ 法違反なし なお、法違反ではないが、接続部の目視点検を裏側まで実施していれば腐食を早期に発見して穴があく前に対処できていた可能性があった。	・ ガス漏れ警報器なし ・ ヒューズガス栓なし(ネジ接続) ・ マイコンⅡあり	(行政指導等) 「燃焼器と末端ガス栓の腐食の定期点検の有無の確認」を愛媛県エネルギー消費設備の調査協会へ文書で送付し、周知を要請した。
茨城県 古河市 15.8.30	爆発	一般住宅兼 店舗 木造	5:00	販売事業者 一般消費者等	豆腐屋の末端ガス栓とフライヤーを接続しているゴム管に亀裂(切れ目)があり、そこからガスが漏えいして、爆発となった。また、販売事業者は、豆腐屋(フライヤー)へは中圧で供給していたため、高圧ガス保安法の対象であるとは勘違いしていた。豆腐屋様である。	ゴム管の損傷 (損傷原因は不明) ・ 規則第44条第1号ヲ違反 (燃焼器具と末端ガス栓との接続違反) ・ 法第27条違反 (保安業務未実施) ・ 規則第18条22号違反(マイコンメータ又は警報連動遮断が未設置)	・ ガス漏れ警報器なし ・ ヒューズガス栓なし ・ マイコンなし	

[illegible]

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
北海道 根室市 15.9.19	漏えい	共同住宅 木造	14:00	販売事業者	14時頃、消費者から販売事業者へガス臭がする と連絡があったため、販売事業者が消費者 宅へ行って調査したところ、湯沸器と継手金 具付低圧ホースの接続部から微量のガスが漏 えいしているのを発見した。 また、使用していた継手金具付低圧ホース は、湯沸器と接続するのに長さが十分でなか ったためアダプターを追加して長さを調節し ていた。 なお、3月26日に消費者が入居したときにガ ス臭がすると販売事業者へ訴えたが、自記圧 力計で検査したところ、検知しなかったため 異常なしと判断していた。	継手金具付低圧 ホースの接続不 良	・ガス漏れ警報器 あり (検知できないガ ス量) ・ヒューズガス栓 あり ・ガス漏れ警報器 連動自動ガス遮 断装置あり	(行政指導等) 販売事業者に対して口 頭で以下の事項につい て指導をした。 ・業務主任者等に対す る社員教育の徹底 ・当該共同住宅全戸の 供給設備、消費設備 及びガス漏れ警報器 の点検実施 ・供給開始時の調査点 検のより一層の慎重 な実施
熊本県 宇土市 15.9.19	漏えい	共同住宅 鉄筋コンク リート造2 階建	19:30	販売事業者	19時30分頃、共同住宅のオーナーが供給管の ユニオン部(フレキ管の上方部)からガスが 漏えいしているのを発見したもの。 なお、当該バルク貯槽(298kg)は、8月 28日に設置が完了し設備工事業者により漏 えい試験が実施された。その後、9月1日に バルク貯槽基礎部の高さが不足していたため かさ上げ工事が実施されていた。 今回の漏えい量は160kgと大量のガスが漏 えいしたが、供給管(低圧部)からわずかに 漏えいしている程度で、160kgも漏えいす るためには相当の日数が必要と考えられ、バ ルク貯槽のかさ上げ工事が行われた時期から 漏えいがあったと仮定すると約2週間であ り、妥当と考えられる。 しかしながら、販売事業者においてバルクの かさ上げ工事後に実施した漏えい試験では異 常が発見されなかった。また、かさ上げ工事 を実施した設備工事業者は、その工事のとき は、別の箇所ユニオン部を緩めて違う長さ の供給管に変更していたと言っている。	供給管接続不良 ・法第27条第1 号第4号違反 (緊急時対応不 備:30分以内) ・法第16条の2 違反 (供給設備基準 違反) ・法第38条の2 違反 (設備工事にお ける基準適合 義務違反)	・なし(屋外)	(行政指導等) 販売事業者に対して口 頭で保安体制の不備に ついて厳重注意を実施 した。
石川県 鳳至郡 15.9.23	爆発・火災 軽傷者1 (女性56)	一般住宅 木造	8:20	不明	8時20分頃、台所に設置しているガス漏れ警 報器が鳴動していたため、末端ガス栓を閉め た後、換気をしようとしたところ漏えいして いたガスに引火、爆発したもの。 なお、換気しようとしたときに換気扇を回し たかどうかは現在、消費者に事故時の記憶が ないため不明である。	不明	・ガス漏れ警報器 あり (鳴動した後の対 応中の事故) ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンSあり	

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
北海道 札幌市 15.9.28	漏えい	道路下	20:38	不 明	20時38分頃、付近の住人からガス臭がすると調査のため出動して調査したところ、マンホール付近でガス漏洩を検知した。そのため、29戸へ集団供給を停止し、排風機による貯蔵設備の元バルブを閉止して、排風機によるマンホール内のガス排出作業を実施している。10月1日に供給管の漏えい試験を実施した結果、圧力の低下が認められた。9月28日に発生した十勝沖地震の影響により埋設管に何らかの荷重が加わり損傷した可能性もあると推定できるが損傷原因の詳細は不明である。	供給管(埋設管)の損傷 損傷原因は不明	なし(屋外)	
千葉県 船橋市 15.9.28	爆 発 軽傷者 1 (女性65歳以上)	共同住宅 木造	19:20	一般消費者	19時20分頃、ガスストーブがゴム管から外れているのに気付かず末端ガス栓を開けてしまったためガスが漏えいした。その後、すぐに気が付いて末端ガス栓を閉止したが、換気をせずに別の燃焼器具を使用したため、漏えいしていたガスに引火、爆発した。なお、当該消費者は、1人暮らしの高齢者で痴呆気味であった。	ゴム管に燃焼器を未接続のまま末端ガス栓を開放した。	・ガス漏れ警報器あり (コンセントが外れていた) ・ヒューズガス栓なし ・マイコンⅡあり	(再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。
神奈川県 相模原市 15.10. 3	爆 発 軽傷者 1 (男性32)	一般住宅 木造平屋建	21:20	販売事業者	消費者が入浴するため、ふろがまに点火したところ1回目の点火操作では着火せず、2回目にも点火操作を行ったところ、「ドン」という音とともに爆発が起きた。連絡を受けた販売事業者が調べたところ、ふろがまに低圧ホースの接続部からガスが漏えいしているのを発見した。	低圧ホースの接続不良	・ガス漏れ警報器あり (検知区域外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	
神奈川県 相模原市 15.10. 4	爆発火災 重傷者 1 (男性50)	共同住宅 鉄筋コンクリート造2階建	15:10	不明	当該共同住宅の消費者宅において、爆発が発生した。事故後の調査では、ガス漏えい箇所が見つからなかった。また、ヒューズガス栓及び立消え安全装置は正常に作動することが確認された。	ガス漏れ原因等 詳細不明	・ガス漏れ警報器あり (コンセントが外れていた) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンS	
埼玉県 さいたま市 15.10. 6	漏えい	飲食店 鉄筋コンクリート造4階建	0:43	販売事業者	消費者からガス臭がすると販売事業者と連絡し、容器バルブを閉止し、調査してもらった。その後、現場に急行した。調査を行ったところ、高圧配管の漏えいを確認した。高圧配管を外しているのを発見した。直ちに全ての高圧ホースを新しいものに交換した。	高圧ホースの劣化(オリングの損傷)	・ガス漏れ警報器あり (検知区域外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	(再発防止策) ・配送センターに容器交換時はガス検知液を使用して漏えい検査を実施・管理するように指示した。 ・容器交換時等の点検ととも、販売事業者も自ら行う。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
長崎県 北松浦郡 15.10.13	爆 発	共同住宅 鉄筋コンク リート造 3 階建	18:30	販売事業者	消費者がフレキガス栓を開けて、ふろがまに点火して、屋外に出た約10分後に浴室で爆発がおこった。フレキガス栓と金属フレキ管との接続部（裏側）が腐食により約5mmの孔が開いていたため、そこからガスが漏えいしていたことが分かった。なお、消費者は以前よりガス栓を開いた際にシューと音がしているのに気付いたが、それがガス漏れの音とは気付いていなかった。	金属フレキ管（ 接続部）の腐食 ・規則第44条第 1号イ違反 （腐食のないこ と）	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンSあり	（行政指導等） ・販売事業者に対して 当該共同住宅の他の 住人へ点検調査の実 施及び警報器の設置 を口頭で指導した。
北海道 札幌市 15.10.14	漏えい	共同住宅 木造 2 階建	2:12	不明	共同住宅の住人からガス臭がすると通報があったため、消防と保安機関が出動した。ガスの漏えいが検知されたため、消防が共同住宅の住人を一時避難させた。保安機関が調査を行ったところ調整器からガスが漏えいしていたため、容器バルブを閉止した。その後、調整器メーカーに検査を依頼した結果、調整器の一次側カバーと本体との締め付けネジが緩んでいるのを確認した。ただし、ネジが緩んだ原因については特定できなかった。	調整器の劣化 （ネジの緩み）	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンSあり	（再発防止策） ・販売事業者が調整器 を交換した。
滋賀県 伊香郡 15.10.16	爆発火災 重傷者 1 （男性72）	仮設住宅 プレハブ造 平屋建	22:00	一般消費者	事故当日、19時頃に末端ガス栓を開けて、そのままだま実家へ行き、22時頃に湯沸し金に点火したところ爆発したもの。湯沸器と金属フレキ管との接続部の締め込みが十分でなかつた（手で締めた程度）ことからそこからガスが漏えいしていたと推定された。当該住宅は、平成15年8月19日に供給開始とされたが、常時不在のため8kg容器により鋼管接続をした質量販売としていた。その後、10月11日まで留守であったが当該湯沸器を消費者が自ら購入して12、13日に設置していた。（質量販売8kg×1本）	湯沸器と金属フ レキの接続不良	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンなし	
埼玉県 岩槻市 15.10.19	漏えい	共同住宅 木 造	20:40	販売事業者	共同住宅の住人からガス臭がすると消防へ通報があった。消防から調査したところ、供給管へ通入している配管が腐食していた。急行して、その腐食箇所を調査したところ、2階の排水管が腐食していたと推定された。	供給管の腐食	・ガス漏れ警報器 あり（検知区域 外） ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンSあり	（再発防止策） ・販売事業者が配管変 更工事を行い、雨水 が当たらないよう にカバーを設置した。 ・建築年を古い建物 の古く直すのと徹 底するに保安教育 とした。

[illegible]

発生場所 発生日月	現象 被害状況	建物用途 構造	発生時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
北海道 札幌市 15.10.27	C O中毒 軽症者 1 (女性27)	共同住宅 鉄筋コンク リート造	1:52	その他 (塗装業者)	入居者の友人が浴室を終え、住人とともに食事をしていたところ、突然嘔吐して病院に搬送された。排気筒の排気のため、C O中毒事故となった。C O測定を実施した。	湯沸器排気筒の排気不良（ビニールで覆ったため）	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンHあり	（再発防止策） ・販売事業者が湯沸器を不完全燃焼防止装置付きのものに交換した。 ・排気筒のセルフド部を交換した。（県協会） ・塗装業者に事故防止の徹底について要請した。
富山県 下新川郡 15.10.27	漏えい火災 軽傷者 1 (男性79)	一般住宅 木造2階建	9:30	その他 下水道工事業者	下水道工事者が水道工事を実施していたところ、突如ガスを噴出して引火した。火が広がらず、消防隊が水をかけた。下水道工事のために小型機械（ユンボ）を使用して地面を掘った際に折損したため、そこからガスが漏れていた。	供給管（埋設管）の損傷	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンIIあり	（行政指導等） 販売事業者に対して共同住宅の消費者へガス管の埋設場所等を注意すべき点を周知するよう口頭で指導した。
山形県 新庄市 15.10.28	漏えい	その他店舗 木造平屋建	21:08	その他 (第3者)	バルク貯槽（990kg）設備内に落ちた財布を拾おうと供給管を踏み台の間で折損したため、そこからLPガス（液）が漏れた。	供給管の折損	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	
神奈川県 横浜市 15.11.1	C O中毒 死者 1 (男性57) 《B級》	共同住宅 木造2階建		販売事業者	4日の朝、会社が出勤してこなかったため、勤務先の上司がアパートを訪ねて見つけた。室内で死亡しているC O中毒と診断された。調査の結果、不調開放式燃焼器が不完全燃焼を起こし、湯沸器の熱交換器の不具合による状態となっていた。	湯沸器の燃焼不良 ・法第20条第1項、第2項違反（業務主任者の職務不十分） ・法第27条違反（保安業務未実施） ・法第81条違反（帳簿記載虚偽） ・法第82条違反（知事への報告徴収に対する虚偽報告）	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	（行政指導等） 神奈川県エルピーガス協会及び県内販売事業者に對し、法定点検を行うように通知した。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
岩手県 北上市 15.11.4	漏えい 軽傷者 3 (男性27、 男性39、女 性25)	文化センター 鉄筋コンク リート造	20:25	販売事業者	バルク貯槽（縦型バルク貯槽496kg）に設置されていた液面計の表示部を固定しているビスでなく、フランジ部とバルク貯槽を固定しているボルトを緩めてしまったため、そこから液が漏えいした。その後、ボルトを締め直したとき、作業員2名が凍傷を負った。また、文化センター職員1人がガスを吸引して気分が悪くなった。	液面計表示部の 交換作業ミス	・ガス漏れ警報器 あり ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンSBあり	（行政指導等） ・販売事業者に対し、安 ・従業員に対する保安 教育を徹底するよう 口頭で指導した。
埼玉県 春日部市 15.11.5	漏えい火災 軽傷者 1 (男性37)	保養施設 鉄筋コンク リート造4 階	8:25	一般消費者	従業員が厨房に設置している業務用オーブンレンジにガス栓を開けて、点火用ライターを使用して点火しようとしたところ、ライターの点火が悪く、何度か点火操作を繰り返していたところ、グリル内に滞留していたガスに引火したもの。	業務用レンジの 点火ミス	・ガス漏れ警報器 あり ・ヒューズガス栓 なし (ネジ接続) ・ガス漏れ警報器 連動自動ガス遮 断装置あり	（行政指導等） ・販売事業者に対して 当該施設の消費者（ 従業員）及び他の同 様な施設の消費者へ 周知を徹底すること を口頭で指導した。
千葉県 千葉市 15.11.11	爆発 軽傷者 1 (女性20)	飲食店 鉄骨造平屋 建	15:15	一般消費者 販売事業者	自動切替調整器の交換作業終了後、飲食店の従業員が牛肉を煮込む大鍋の種火が消えていることに気が付き、スパーク式点火装置で点火しようとしたところ、漏えいしていたガスに引火、爆発が起ったもの。自動切替調整器の交換作業終了後の配管内のエアー抜きが不十分であったため、こんろが立消えしていた。	配管のエアー抜 き不十分	・ガス漏れ警報器 あり（検知区域 外） ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンSBあり	
愛知県 知立市 15.11.18	漏えい火災	保育所 鉄筋コンク リート造平 屋建	9:00	一般消費者	暖房のため倉庫からファンヒーターを取り出し、ゴム管で末端ガス栓と接続して点火したところ、ゴム管と末端ガス栓との接続部から火が出たもの。ゴム管と末端ガス栓との接続が不十分であったためそこから漏えいしていたガスに引火したものと推定された。	ゴム管と末端ガ ス栓の接続不良	・ガス漏れ警報器 あり（検知でき ない量） ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンSBあり	（再発防止策） ・消費者に消費者ミス に係る事故防止の周 知を行う。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
岐阜県 高山市 15.11.18	漏えい火災	住宅展示場 鉄骨造2階 建	9:50	販売事業者	展示場内でのガス設備の工事を実施しており、事故前日までにGHPに係る系統の工事が完成したため、容器バルブを開けてGHP系統の燃焼器具の燃焼試験を実施していた。なお、別の系統は未完成であったため、中間バルブで閉止していた。事故当日、配管工事に入った担当者が容器バルブが開いているのを確認せずに中間バルブを開けたため、未完成部分にガスが流れ、ガスが漏えいし、何らかの火源から引火した。	中間バルブの誤 開放	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒューズガス栓 なし ・マイコンSあり	(行政指導等) ・販売事業者に対して 関係法令の遵守、作 業マニュアルの見直 し、保安教育の徹底 等を文書で指導した
秋田県 由利郡 15.11.19	漏えい火災 軽傷者 1 (男性71)	一般住宅 木造	19:00	不明	みそ汁を温めようとコンロに点火したところ 突然、火が大きく立ち上がったもの。 ガス漏れ原因等詳細は不明である。	漏えい原因等詳 細不明	・ガス漏れ警報器 あり ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンSあり	
栃木県 真岡市 15.11.25	漏えい	飲食店	1:30	販売事業者	集合装置の供給管部分が腐食により孔(1mm) が開き、そこからガスが漏えい(15kg)して いた。腐食部は埋設部の手前で地盤面から30 cmほど上の箇所であった。	供給管の腐食	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒューズガス栓 なし ・マイコンSBあり	(再発防止策) ・販売事業者等におい て供給機器の維持管 理の徹底を図る。
徳島県 麻植郡 15.12.1	爆 発 軽傷者 1 (男性20)	飲食店 木造平屋建	13:34	その他 (土木業者)	厨房に設置している、うどんだし製造器の攪 拌を行うモーターが故障した。機器修理業者 が修理を行うため、モーターを作動させた ときに配管の閉栓されている箇所からガスが 漏えいし、何らかの火源(燃焼器具の火又は冷 蔵庫のサーモスタッド等)から引火、爆発し た。爆風により20mぐらい離れた店内の入口 付近の窓ガラスが開き、左側のガラスが破損 した。	配管の損傷	・ガス漏れ警報器 あり(検知でき ない量) ・ヒューズガス栓 あり ・マイコンSBあり	(行政指導等) ・販売事業者等に対し て、社員への保安教 育を徹底し、事故防 止に努めることを 頭で指導した。
石川県 松任市 15.12.4	漏えい火災 軽傷者 1 (女性64)	一般住宅 木造	5:45	一般消費者	事故前日の夕方、ガスファンのヒーターに接続 して使用していた5kg容器のガスが無くなった ため、消費者が容器の交換を行ったところ、 容器バルブと調整器の接続が不十分 であったため、そこからガスが漏えいした。翌 朝、ガスファンヒーターに点火したところ 漏えいしていたガスに引火、爆発した。 (質量販売5kg×1本)	容器バルブと調 整器の接続不良	・ガス漏れ警報器 あり(電源が入 っていない) ・ヒューズガス栓 なし ・マイコンなし	(再発防止策) ・販売事業者に対し質 量販売における保安 の徹底を指導した。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
三重県 上野市 15.12.8	爆 発 重傷者 2 (男性51、 女性32) < B 級 >	その他店舗 (たこ焼き 屋) プレハブ	15:40	一般消費者 販売事業者	店舗内で、ガスが切れたため、容器を交換しようとして調整器を取り外そうとしたが、容器バルブを閉め忘れたため、ガスが噴出した。焼きたこ焼き器の火から引火、爆発した。焼きたこ焼き器は、以前は移動式のテントでこびを販売していたが、その後、ショップを営業するようになつていった。しかし、このことを販売事業者へは特に連絡をしていなかった。(質量販売10kg×1本、5kg×1本)	容器バルブの閉め忘れ ・ 法第16条第2項違反(10kg容 器の質量販 売) ・ 法第27条第1 項第2号違反 (供給開始時 点検調査未実 施)	・ ガス漏れ警報器 なし ・ ヒューズガス栓 なし ・ マイコンなし	(行政指導等) ・ 販売事業者等に対し て、法第16条第2項 違反及び法第27条第 2項違反について改 善命令を発令し、の 善備の改善及びその 果の報告を行うこと を文書で命じた。
岐阜県 岐阜市 15.12.12	爆発・火災 軽傷者 1	一般住宅 木造2階建	10:00	一般消費者	10時頃、台所の都市ガス用警報器が鳴ったため、消費者は都市ガスの元栓を閉じた。しかし、警報器が鳴りやまなかったため、居間へ移動して室内のLPガスの末端ガス栓を閉じたが、それでも警報器が鳴りやまなかった。その後、ストーブの点火スイッチを入れたところ、爆発が起こった。なお、当該消費者は都市ガスとLPガスと両方を使用していた。事故後の消防の調査で、何らかの原因で漏えいしていたLPガスにストーブに点火したときに引火、爆発したものと判明した。	ガス漏れ原因等 詳細不明 ・ 法第16条第2 項違反(20kg 容 器の質量販 売)	・ ガス漏れ警報器 なし ・ ヒューズガス栓 あり ・ マイコンなし	
千葉県 鎌ヶ谷市 15.12.15	爆 発	一般住宅 木造2階建	17:00	販売事業者	事故当日10時頃から、定期点検・調査を実施していたところ、漏えいを見つけた。漏えい箇所が床下に設置している配管隠れ部であったため、漏えい箇所を特定することは困難なことから、露出配管とすることをとした。そのため、その日は瞬間湯沸器とこのところを使用できずに2kg容器(質量販売)で仮設供給して帰社した。しかしながら、17時頃に消費者が誤って通常使用していたガス栓を開けたためガスが漏えいして、燃焼器具の火から引火、爆発した。なお、消費者が誤って開けてしまったガス栓は使用不可とする措置はされていなかった。(質量販売2kg容器×1本)	工事中断時の措 置不備 (末端ガス栓の 誤開放) ・ 規則第16条第 19号の2違反 (漏えい防止 措置未実施)	・ ガス漏れ警報器 なし ・ ヒューズガス栓 なし ・ マイコンなし (工事中)	(行政指導等) ・ 販売事業者等に対し て規則第16条第19号 の2違反について及 び保安業務の遅れにと ついて警告すると ともに結果の報告を行 うことを文書で命じ た。 ・ 千葉県LPガス協会へ 前記内容の遵守につ いて会員へ周知する よう文書で通知した。
岐阜県 土岐市 15.12.15	爆発・火災 重傷者 1 (男性54)	共同住宅 鉄骨造2階 建	5:20	不明	何らかの原因で漏えいしたLPガスに何らかの火源から引火、爆発した。事故後の調査で、こんろ及び瞬間湯沸器を接続していた末端ガス栓が半開きになり遮断され、れていたことから、事故時はこの末端ガス栓と燃焼器具が外れており、ここからガス漏れが起こったものと推定された。	末端ガス栓の不 完全閉止	・ ガス漏れ警報器 あり(鳴動して いた) ・ ヒューズガス栓 あり ・ マイコンSあり	(再発防止策) ・ 消費者に消費者ミス に係る事故防止の周 知を行う。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
茨城県 水戸市 15.12.22	漏えい	事務所 鉄筋コンクリート 造4階建	不明	不明	4本の容器のうち2本の容器と高圧ホースとの接続部が緩み、音を立てて、ガスが漏えいした。その後、付近の住人からガス臭がするのと都市ガス会社に連絡が入り、ガスが漏えいしているのを発見し、都市ガス会社から連絡を受けた販売事業者が現場に駆けつけて対応した。なお、2本の容器は12月6日に交換されていたが交換後の点検時には異常が無く、接続が緩んだ原因は不明である。	容器バルブと高圧ホースの接続部の緩み	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・県内の販売事業者に対して、同様の事故防止のため注意喚起を文書で行うとともに茨城県協会に対して会員への周知徹底を文書で依頼した。
東京都 葛飾区 15.12.25	漏えい	飲食店 鉄筋コンクリート 造2階建	1:00	販売事業者	飲食店に設置されている貯蔵施設の横の道路を通っていた通行人がガス臭を感じたため、消火活動として通報した。消防から連絡を受けた販売事業者が現場で確認したところ、ベーパーライザーが噴出しているのを発見した。当該設備は2基のバルク貯槽(横置980kg地下設置)が設置されており、気ライン(1次調整器をプロテクター内に設置)及び液ライン(ベーパーライザーを設置:強制気化供給用)でそれぞれで接続されていた。原因は以下のように推定される。 ①ベーパーライザーの水位が低下したため、水位レベルスイッチが作動して停止した。 ②ベーパーライザーが停止した後、ガスを消費したことから圧力差が生じて液移動が起こり、1基が過充てん状態となった。 ③そのため、液状のLPガスが調整器に流れ込み、調整器安全弁からガスが放出された。	バルク貯槽間の液移動により過充てん状態になったものと推定される バルク貯槽2基(横置980kg地下設置)	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	(行政指導等) ・販売事業者に対してベーパーライザーに警報装置を設置して再発防止を指導した。
神奈川県 横須賀市 15.12.27	爆発・火災	共同住宅	20:36	一般消費者	消費者が1口コンロを使用してラーメンを作り、飲酒後就寝した。その後、20時36分頃に目を覚まして、たばこを吸おうとライターに点火したところ、爆発が起こった。コンロを接続しているゴム管にはホースバンドが取り付けられていたが、適切な位置で締め付けられていなかった。事故時は、ヒューズガス栓は「開」、コンロの器具栓は「開」で、事故後、マイコンメータは継続使用時間遮断で遮断されていた。漏えい試験の結果、末端ガス栓よりも上流の漏えいは認められなかった。漏えい原因は、ゴム管と末端ガス栓との接続部からガスが漏えいしていたと推定された。	ゴム管の接続不良	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・販売事業者に対して以下の事項の実施を指示した。 1)他の部屋を含めた漏えい試験の実施 2)立消え安全装置の機能試験 3)メータの遮断履歴確認の実施 4)事故届書の提出

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
岐阜市 養老郡 15.12.28	爆 発	一般住宅	17:30	販売事業者	11月28日から母屋の改修工事のため、隣接する離れにおいて、このため、湯沸器及びふろがまを臨時で使用するため、20kg容器2本でガス供給（体積販売）をしていた。事故当日、午後から20kg容器2本及びガスメータを母屋へ移設する作業を行っていたが、作業終了が夕方になり、消費者から今晚だけ離れで煮炊きしたいと申し出があったことから、再度、20kg容器1本を離れに移設しメータを設置しないで供給（質量販売）とした。供給を始めた直後にガス臭いことに気付き、販売事業者が容器バルブを閉めた後、離れに入りガス臭を確認し、対応しようとしている間に爆発した。ガス漏れ原因等詳細は不明である。（質量販売20kg容器×1本）	ガス漏れ原因等 詳細 ・ 法第16条第2 項違反（20kg 容器の質量販 売）	・ ガス漏れ警報器 なし ・ ヒューズガス栓 なし ・ マイコンなし	（行政指導等） ・ 販売事業者等に対し て文書により指導を 行う予定
北海道 札幌市 15.12.31	CO中毒 軽症者 3 （男性52、 女性73、52 ）	共同住宅	19:51	不明	18時頃から19時51分までに女性2人が続けて入力していたところ、1人が入浴後、1人が入浴中に気分が悪くなりまた、居間にいた男性1人も気分が悪くなり、救急車で病院に搬送されCO中毒と診断された。居間に設置されているFE式湯沸器（16号）の排気筒の天井裏隠ぺい部が腐食により孔が開いていたため、そこから、燃焼排ガスが漏えいしたため不完全燃焼したものと推定された。	排気筒の腐食	・ ガス漏れ警報器 あり ・ ヒューズガス栓 あり ・ マイコンSあり ・ CO警報器あり →（取り外して いた。）	